

重 要

和歌山県修学奨励金貸与制度

進学助成金返還のしおり



あなたの返還金が後輩の奨学生への貸与資金
になります。

この冊子は、和歌山県修学奨励金（進学助成金）の奨学生として貸与を受けたあなたが、その返還を始めるに当たって、必要な内容と手続き等をまとめたものです。

進学助成金の返還が完了するまで大切に保管し、十分に御活用ください。



和歌山県教育委員会

Wakayama Prefectural Board of Education

（令和 3 年 12 月作成）

下記の「返還のおぼえ」には、貸与時に提出した返還計画（又は返還開始前に送付される『和歌山県修学奨励金（進学助成金）返還予定表』（※返還予定表は後日送付します。））の内容を記入し、計画どおり返還するようにしましょう。

返 還 の お ぼ え

学 校 名			
奨学生(決定)番号			
借用金額	円		
返還期間	年 月～ 年 月 年間		
返還方法 (下記のどちらか)	返還期日	1回当たり返還金額	返還回数
1 月賦返還	毎月27日	円	回
2 月賦・半年賦 併用返還	月賦 毎月27日	円	回
	半年賦 毎年1月27日 毎年7月27日	円	回
口座振替関係			
金融機関名			
預金種目	ゆうちょ銀行 以外	普通・当座	ゆうちょ銀行 記号
口座番号			
連帯保証人			

(注意)

◎ 奨学生(決定)番号は、問い合わせ等で、本人確認のために必要です。忘れないようにしてください。

進学助成金返還のしおり

目 次

○ 返還を始める奨学生のあなたへ	1
○ 返還等に関する問い合わせについて	1
○ 借用決定から返還完了まで	2
○ 進学助成金の返還にあたって	3
1 返還の開始時期	3
2 返還方法について	3
【返還例】	4
3 返還の開始	5
4 振替口座の変更	5
5 残金の全部又は一部の一括返還	5
6 返還猶予制度の利用	6
7 返還免除制度の利用	7
8 その他の諸届	7
9 返還金の督促及び延滞金	8
10 返還完了	8
○ 各種様式記入例	9
・返還計画書（別記第10号様式）	10
・修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書	11
・住所・氏名等変更届（別記第13号様式）	12
・連帯保証人変更届（別記第12号様式）〈連帯保証人の住所変更〉	13
・連帯保証人変更届（別記第12号様式）〈連帯保証人の変更〉	14
・返還猶予申請書（別記第21号様式）	15
・返還免除申請書（別記第20号様式）	16
・和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）	17
○ 各種様式	18
・返還計画書（別記第10号様式）	
・修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書	
・住所・氏名等変更届（別記第13号様式）	
・連帯保証人変更届（別記第12号様式）	
・返還猶予申請書（別記第21号様式）	
・返還免除申請書（別記第20号様式）	
・和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書） （本人控、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）用、和歌山県用）	

返還を始める奨学生のあなたへ

和歌山県修学奨励金（進学助成金）貸与制度は、奨学生からの返還金によって支えられています。

あなたは、将来、大学等への進学希望者がこの進学助成金の貸与を受けられるよう、無理のない返還の計画を立て、確実に進学助成金を返還する責任があります。

本冊子は、あなたが今後、返還を円滑に行っていただけるよう、返還方法等について、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班（以下「奨学班」といいます。）が作成し、その内容と手続きをまとめたものです。

本冊子は、進学助成金の返還が完了するまで必要ですので、大切に保管し、返還に関する決まりごとを確認のうえ、各種申請書等を提出する際は所定の書類を準備してください。

返還等に関する問い合わせについて

進学助成金の返還等に関する問い合わせの際は、次のことに御留意ください。

- ☆ 奨学班に電話等による問い合わせの際は、必ず奨学生(決定)番号を伝えてください。
- ☆ 住所、氏名、連帯保証人、電話番号等に変更がある、又はあった場合は、すぐに奨学班に連絡してください。
- ☆ 経済的な事由等により、返還が苦しくなった場合は、そのまま放置せずに奨学班に連絡し、相談してください。

- ★ 各種様式は、和歌山県教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00154427.html>

連絡先 〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班

TEL (073) 441-3663・3728

FAX (073) 441-3724

問合せ専用メール：e5006002@pref.wakayama.lg.jp



奨学金に関する

ホームページ

QRコード

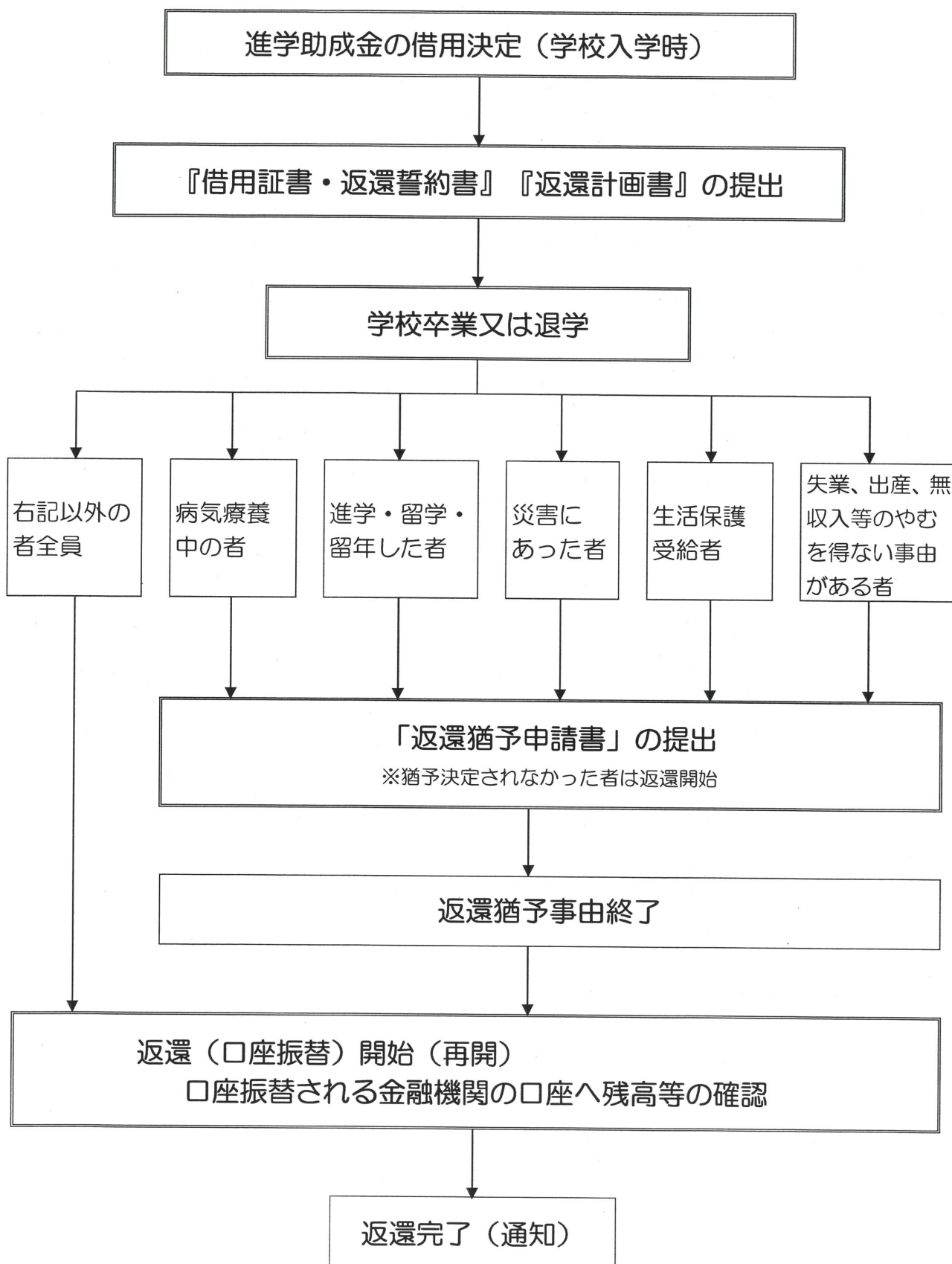


問合せ専用

メール

QRコード

【借用決定から返還完了まで】



進学助成金の返還にあたって

1 返還の開始時期

進学助成金の貸与を受けた奨学生であるあなたが卒業、又は退学したときは、その月の翌月から6か月を経過した後に返還を開始します（例えば、3月に卒業した場合は、10月から返還開始となります）。

進学助成金の返還は、その開始から5年(60月)以内に返還しなければなりません(猶予期間は含まれません)。

2 返還方法について

(1) 返還方法

返還は、あらかじめ登録している金融機関の口座から、貸与時に提出いただいた『返還計画書』に基づき、月賦又は月賦・半年賦併用のいずれかにより振替を行います。

① 月賦返還 …………… 割賦金(返還金額)を毎月振り替えます。

② 月賦・半年賦併用返還 …… 貸与を受けた奨学金を月賦分と半年賦分に分割して、月賦分は毎月、半年賦分は6か月ごとに振り替えます。

(2) 口座振替日 毎月27日 (27日が金融機関の休日である場合は、その翌営業日)

※ 残高不足にならないよう御注意ください(前日までに御入金ください)。

※ 月賦・半年賦併用返還の場合は、1月及び7月の返還金額が月賦分よりも高額になりますので、御注意ください。

(3) 返還計画の変更

当初計画した返還期間又は返還金額を変更したいときは、『返還計画書』(別記第10号様式)を奨学班に提出してください。

○ 返還期間は、5年以内であれば、延長又は短縮することができます。

返還開始後条件によっては、返還期間の延長ができる場合があります。

※ 返還期間が延長又は短縮されると、月賦及び半年賦の返還金額が減額又は増額となります。

○月賦・半年賦併用から月賦返還のみに変更できる場合があります。

なお、新しい返還計画による返還は、原則として、『返還計画書』を奨学班で受理した月の翌月からとなります。

返還が苦しくなった場合には、そのまま放置せずに、すぐに下記まで電話連絡し、相談してください。

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班

TEL (073) 441-3663・3728

FAX (073) 441-3724

【返還例】（返還金額 50 万円の場合）

◎月賦返還

1 回あたり返還額	返還回数	返還期間
10,000円	50回	4年2ヶ月
20,000円	25回	2年1ヶ月
25,000円	20回	1年8ヶ月
50,000円	10回	10ヶ月
100,000円	5回	5ヵ月
250,000円	2回	2ヶ月
500,000円	1回	1ヶ月

◎月賦・半年賦併用返還

	月賦・半年賦	1回あたり返還額	返還回数	返還額	返還期間
例 1	月賦	6,000円	60回	360,000円	5年
	半年賦	14,000円	10回	140,000円	
例 2	月賦	8,000円	50回	400,000円	4年2ヶ月
	半年賦	12,500円	8回	100,000円	

3 返還の開始

返還の開始に当たって、事前に『返還開始通知』、『返還予定表』及び『納入通知書兼納入済通知書』を送付しますので、「口座振替日」、「返還金額」及び「振替口座」などを必ず確認してください。

『納入通知書兼納入済通知書』は、毎年4月に、返還猶予を受けている場合は返還再開前に送付します。

返還期間、返還金額又は振替口座の変更、もしくは返還猶予等を希望する場合は、速やかに奨学班に申し出てください。

4 振替口座の変更

返還開始時の口座は、進学助成金が振り込まれた口座が登録されています。

そのため、現在、その口座の利用がない場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

※ 給与の振込口座等、常に利用されている口座の登録をお願いします。

○ 提出書類：和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

○ 提出先：口座振替を行う金融機関の窓口

※ 和歌山県口座振替納付依頼書は奨学班では受理できませんので御注意ください。

金融機関に提出後、新口座からの振替開始までに約2か月程度要することがあります。

それまでは旧口座からの振替となりますので、すぐに旧口座を解約しないようにしてください。

○ 口座振替取扱金融機関

※ 振替口座は原則、奨学生本人又は連帯保証人名義のものに限ります。

紀陽銀行

和歌山県内の農協（JA）

きのくに信用金庫

近畿産業信用組合

関西みらい銀行

みずほ銀行

三菱UFJ銀行

和歌山県内の漁協

近畿労働金庫

南都銀行

百五銀行

三井住友銀行

りそな銀行

和歌山県医師信用組合

新宮信用金庫

池田泉州銀行

ミレ信用組合

三十三銀行

ゆうちょ銀行

5 残金の全部又は一部の一括返還

返還途中で残金の全部又は一部の一括返還を随時受け付けています。

一括返還を希望する月の前月末までに『修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書』に記入・押印の上、奨学班に提出してください。

6 返還猶予制度の利用

下記に該当する場合、返還猶予制度を利用できます。

申請は随時受け付けますが、猶予開始月の2か月前までに『返還猶予申請書』（別記第21号様式）を奨学班に提出してください。

- ① 大学・短期大学・大学院・専修学校（専門課程）等に在学するとき
- ② 外国で学校に在学、または研究に従事するとき
- ③ 災害にあったとき
- ④ 傷病のとき
- ⑤ 生活保護を受けているとき
- ⑥ その他真にやむを得ない事由によって返還が困難になったとき

添付書類と猶予期間

返還猶予申請事由	添付する証明書	証明書発行者	猶予期間
①下記の学校に在学するとき 大学 短期大学 大学院 専修学校（専門課程）	在学証明書	在学学校長	在学期間中
②外国での研究中等	その事実を明らかに する証明書	その学校又は 機関の長	1年ごとに 申請が必要 (10年が限度)
③災 害	罹災証明書等	市区町村長等	
④傷 病	診断書等	医師等	
⑤生活保護受給中	生活保護受給証明書	社会福祉事務所長	1年ごとに 申請が必要 〔その事由が 続いている期間〕
⑥その他真にやむを得ない事由が あって返還が困難な場合			1年ごとに 申請が必要 (10年が限度)
ア 専修学校の一般課程、各種 学校、その他教育又は職業訓 練等を受けるための学校等に 概ね1年以上在学するとき	在学証明書等	在学学校長	
イ 進学準備中のとき	進学準備中であるこ とがわかる確認書等	出身学校長 出身校の元担任等	
ウ 家族(生計を一にする者)が 傷病(医療費の負担が大きく 重症)のとき	診断書等	医師	
エ 求職中であるとき	求職受付票の写し	職業安定所 (ハロワーク)	
オ 失業しているとき	雇用保険受給資格者 証の写し等	職業安定所 (ハロワーク) 等	
カ その他ウ、エ、オに準ずる 事由による生活困窮のとき (奨学生の直近の市町村民税の所 得割が非課税等)	その事実を明らかに する証明書	その事実を証明する 第三者	

※ 返還猶予が認められた場合は、『返還猶予決定通知書』を送付します。

7 返還免除制度の利用

進学助成金の貸与を受けた者(奨学生)が、返還完了前に死亡、精神又は身体の著しい障害により進学助成金を返還できなくなったときは、残額の全部又は一部の返還を免除することができます。

返還免除は、下記(1)又は(2)に該当するときは、奨学班に申請してください。

(1) 貸与を受けた者が死亡したとき

申請に必要な書類

- ① 『返還免除申請書』(別記第20号様式)
- ② 戸籍抄本その他死亡を証明する書類

(2) 精神又は身体の著しい障害により返還が困難になったとき

申請に必要な書類

- ① 『返還免除申請書』(別記第20号様式)
- ② 医師又は歯科医師の診断書
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の写し

※ 返還免除が認められた場合は、『返還免除決定通知書』を送付します。

8 その他の諸届

下記に該当する事由が生じた場合は、奨学班に届け出てください。届出がなかった場合、和歌山県からの通知が届かず、不利益を被る場合があります。

18ページ以降の様式は、A4サイズにコピーして、御使用ください。

(1) 貸与を受けた者の住所、氏名等に変更があったとき

『住所・氏名等変更届』(別記第13号様式)

(2) 連帯保証人の住所・氏名に変更があったとき

『連帯保証人変更届』(別記第12号様式)

(3) 連帯保証人を変更したとき

『連帯保証人変更届』(別記第12号様式)

9 返還金の督促及び延滞金

返還は、奨学生であるあなたが責任を持って行わなければなりません。

返還期日に振替できなかった返還金は、翌月に督促状とその分の納入通知書を送付します。

それ以降も納入がない場合は、連帯保証人に対しても請求することになります。

また、返還期日に遅れたときは、その期日(納期限)の翌日から年10.95%の延滞金が加算されますので、早急に納入してください。

☆ 滞納者には、本県職員による督促電話の架電、督促文書の送付及び自宅・勤務先への訪問などを行います。

☆ 滞納が概ね6回になった場合は、民間債権回収会社に回収業務を委託します。

※ 令和3年度は、422人を対象に民間債権回収会社に回収業務を委託しました。

☆ 滞納が長期間継続している場合は、残金（返還期日が来ていない額も含めて全部）と滞納分を一括して返還していただく場合があります。

☆ 滞納が長期間継続し、返還の意思がみられない滞納者には、法的措置を執ることがあります。

進学助成金の返還を滞っても、奨学生であるあなたの債務は消えることはありません。

経済的な事由等で返還が苦しいときは、滞納をそのまま放置せず、まずは奨学班に連絡し、相談をしてください。

10 返還完了

返還が完了したときは、『返還完了通知書』を送付します。

あなたの返還金は、将来、この進学助成金の貸与を受ける奨学生の資金になります。

返還計画に沿って、責任を持って必ず返還を行ってください。

各種様式記入例

返還計画書【変更】

令和〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
本人住所	(〒102 - 0093) 東京都千代田区平河町2-6-3 浜田ハイツ107号 TEL 090 - 1234 - 5678
氏名	修学 奨子 修学印
連帯保証人 (保護者等) 住所	(〒640 - 8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073 - 441 - 3663 携帯電話 090 - 8765 - 4321
氏名	修学 奨太郎 修学印

私が借用した(※ 奨学金・進学助成金)の借用金額は、500,000円であり、下記の返還計画に基づき返還します。

[返還計画]

記

変更月を記入

変更後の金額を記入

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		氏名	修学 奨子	
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
<input checked="" type="radio"/> 1 月賦返還	毎月 27日	〇〇年〇〇月	50 回	10,000円	10,000円
<input type="radio"/> 2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27日	年 月	回	円	円
	毎年1月27日 毎年7月27日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。 ※口座は奨学生本人又は連帯保証人名義のものに限る

取扱金融機関名及び支店	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)			支店
預金種目	1 普通 (総合)	2 当座	口座番号 (右づめで記入)
(フリガナ) 預金者氏名			(〒 -) TEL (- -) 住所	

修学奨励金繰上返還(全部)一部) 申出書

令和●年●●月●●日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号 ○○○○○○○○

本人住所 〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3
浜田ハイツ107号

氏名 修学 奨子

連帯保証人 〒640-8585

住所 和歌山市小松原通1-1

氏名 修学 奨太郎

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

記

1 繰上返還申出額

(奨学金)

金 円

(進学助成金)

金 500,000円

2 返済方法

ア 令和●年●●月●●日の口座振替払い

イ 納付書払い(納期限: 年 月 日)

住所・氏名等変更届

令和〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇
旧氏名	修学奨子
旧住所を記入 →	(〒102 - 0093) 東京都千代田区平河町2-6-3 浜田ハイツ107号 TEL 090 - 1234 - 5678

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

記

本人	新氏名						
	新住所	(〒640 - 8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 090 - 1234 - 5678					
高等学校等	旧学校	学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程	[] 科
	新学校	学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程	[] 科
大学等	旧学校	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程	
	新学校	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程	

連帯保証人の住所変更の場合

連帯保証人変更届

令和〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇
本人住所	(〒102 - 0093) 東京都千代田区平河町2-6-3 浜田ハイツ107号
氏名	修学 奨子

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏名 (自署・押印)	印
	住所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -
旧連帯保証人	氏名	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏名	修学 奨太郎
	住所	(〒640 - 8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073 - 441 - 3663 携帯電話 090 - 8765 - 4321

新住所を記入

連帯保証人の変更の場合

連帯保証人変更届

令和〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
本人住所	(〒102 - 0093) 東京都千代田区平河町2 - 6 - 3 浜田ハイツ107号
氏名	修学 奨子 (修学) 印

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

必ず新しい連帯保証人が
自署及び押印のこと

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏名 (自署・押印)	修学 直子 (修学) 印
	住所	(〒640 - 8585) 和歌山市小松原通1 - 1 TEL073 - 441 - 3663 携帯電話090 - 8765 - 4323
旧連帯保証人	氏名	修学 奨太郎 (修学) 印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏名	
	住所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -

返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	修学奨子
本人住所	(〒102 - 0093) 東京都千代田区平河町2-6-3 浜田ハイツ107号 TEL 090 - 1234 - 5678
借用終了時の学校名	進学女学院大学
奨学金は 年 月分まで受領 進学助成金は平成〇〇年 〇〇月に500,000円を受領	

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	令和〇年〇〇月 から 令和〇年〇〇月 まで
2	返還猶予理由	<input type="radio"/> 大学院進学のため <input type="radio"/> 求職中のため 等

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

本人死亡の場合

返還免除申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		(〒 640 - 8585)
本人住所	(〒 102 - 0093) 東京都千代田区平河町 2-6-3 浜田ハイツ 107号 TEL (090 - 1234 - 5678)	連帯保証人 (保護者等) 住所	和歌山市小松原通 1 - 1 TEL (090 - 8765 - 4321)
氏名	被相続人 修学 奨子 修学 奨太郎 (実父)	氏名	修学 奨太郎

下記の理由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借 用 金 額	500,000	円
2	返 還 済 金 額	200,000	円
3	返 還 免 除 金 額	300,000	円
4	返 還 免 除 理 由	令和 〇 年〇〇月〇〇日 本人死亡のため	

注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。

2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

金融機関への届出日を記入します。

本人控 金融機関用 県提出用

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼停止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 金庫 △ 本店 様 組合 △ 支店 様
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	② 取 消 止	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分から 取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	
氏名	フリガナ	ショウガク ショウコ 修学 奨子	電話番号 自宅(073)441-3663 連絡先(090)1234-5678
指定預貯金口座	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	ゆうちょ銀行(郵便局) (郵便局)	払込先加入者名 和歌山県会計管理者
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()	種目コード 166 種目コード 176
	口座番号(右7桁)	1 2 3 4 5 6	※ (4桁目がある場合は当該 欄にご記入ください。)
	住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	氏名 修学 奨子
			口座届出印

3枚とも
押印して
ください。

該当番号に○を付してください。

押印願います。

種別	通知書番号等	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
1 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
2 自動車税(種別割)		年1回払い	35	00990-0-960115	
3 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
4 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
5 母子福祉資金償還金		月1回払い			
6 寡婦福祉資金償還金		半年1回払い 年1回払い			
7 母子寡婦福祉対策資金償還金		月1回払い			
8 児童福祉施設負担金		月1回払い			
9 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
10 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入	○○○○○○○	月1回払い	30	00980-4-960902	
12					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日【金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日】

奨学生本人の口座を記入してください。

〈注意事項〉

- 用紙は「本人控」、「金融機関用」、「和歌山県用」の3枚に記入し、口座振替を行う金融機関の窓口に提出してください。
- 口座は原則、奨学生本人名義又は連帯保証人のものに限ります。

各種樣式

返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
本人住所	(〒 -) TEL (- -)
氏 名	印
連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
住 所	TEL(- -) 携帯電話(- -)
氏 名	印

私が借用した（※ 奨学金・進学助成金）の借用金額は、 円であり、
下記の返還計画に基づき返還します。

記

[返還計画]

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)				支店
預金種目	1 普通 (総合)	2 当座	口座番号 (右づめで記入)		
(フリガナ) 預金者氏名			(〒 -)	TEL (- -)	住所

修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号

本人住所 〒 -

氏 名

連帯保証人 〒 -

住 所

氏 名

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

記

- 1 繰上返還申出額 { (奨学金) 金 円
(進学助成金) 金 円
- 2 返済方法 { ア 年 月 日の口座振替払い
イ 納付書払い(納期限： 年 月 日)

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
旧氏名	
旧本人住所	(〒 -) TEL - -

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

記

本人	新氏名				
	新住所	(〒 -) TEL - -			
高等学校等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程 [] 科
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程 [] 科
大学等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程
	新学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨 学 生 番 号	
本 人 住 所	(〒 -)
氏 名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 10 条又は第 11 条第 1 号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏 名 (自署・押印)	印
	住 所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -
旧連帯保証人	氏 名 (自署・押印)	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名	
	住 所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -

返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 -) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予理由	

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号			(〒 -)
本人住所	(〒 -)	連帯保証人 (保護者等) 住所	
	TEL (- -)		
氏名		氏名	

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借用金額		円
2	返還済金額		円
3	返還免除金額		円
4	返還免除事由		

- 注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
- 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

本人控

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 本店 金庫 組合 支店 様
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で []年 []月 []日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	② 取 消 (廃 止)	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 []年 []月 []日以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -	
	氏名	フリガナ	電話 番号 自宅() - 連絡先() -
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行(郵便局) 以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()
		口座番号(右ヅメ)	
		口座名義人	住所 〒 - 氏名
		払込先加入者名	和歌山県会計管理者
		種目コード* 1 6 6	種目コード* 1 7 6
		記号(6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)	1 0 ※
		番号(右ヅメ)	
		(フリガナ)	口座届出印

該当番号に○を付してください。

押印願います

種別	通知書番号等	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
① 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
② 自動車税(種別割)		年1回払い	35	00990-0-960115	
③ 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
④ 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
⑤ 母子福祉資金償還金		月1回払い			
⑥ 寡婦福祉資金償還金		半年1回払い 年1回払い			
⑦ 母子寡婦福祉対策資金償還金		年1回払い			
⑧ 児童福祉施設負担金		月1回払い			
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
⑫					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕
口座振替(自動払込)納付の可能な金融機関は、下表のとおりです。(○:取扱可能 ×:取扱不可)

取扱税目・費目	指定金融機関・指定代理金融機関・収納代 理金融機関〔ゆうちょ銀行(郵便局)除く。〕	ゆうちょ銀行 (郵便局)
個人事業税	○	○
自動車税(種別割)	○	○
県営住宅使用料	○	○
公営住宅敷地駐車場使用料	○	○
母子福祉資金償還金	○	×
寡婦福祉資金償還金	○	×
母子寡婦福祉対策資金償還金	○	×
児童福祉施設負担金	○	×
心身障害者扶養共済掛金	○	×
進学奨学金等貸付金元利収入	○	×
修学奨励金貸付金元利収入	○	○

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)

※ゆうちょ銀行(郵便局)をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 本店 様 金庫 支店 様 組合
	ゆうちょ銀行（郵便局）	貯金事務センター 様

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日以降納期が到来するものを指定預貯金口座から口座振替（自動払込）の方法で納付したいので、約定を確認のうえ依頼します。
	② 取消（廃止）	私は、下記税金・使用料等を口座振替（自動払込）の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -	
	氏名	フリガナ	電話番号 自宅() - 連絡先() -
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行（郵便局） 以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	ゆうちょ銀行（郵便局）
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()
	口座番号(右ヅメ)		払込先加入者名 和歌山県会計管理者 種目コード* 1 6 6 種目コード* 1 7 6 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。) 1 0 ※
	口座名義人住所	〒 -	番号(右ヅメ) (フリガナ) 口座届出印

該当番号に○を付けてください。〔ゆうちょ銀行(郵便局)でお取り扱いできるのは、1・2・3・4・11です。〕

押印願います

種別	通知書番号等	振替方法	種別コード	払込先口座番号(ゆうちょ銀行)	金融機関使用欄
① 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
② 自動車税(種別割)		年1回払い	35	00990-0-960115	
③ 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
④ 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
⑤ 母子福祉資金償還金		月1回払い			
⑥ 寡婦福祉資金償還金		半年1回払い 年1回払い			
⑦ 母子寡婦福祉対策資金償還金		月1回払い			
⑧ 児童福祉施設負担金		月1回払い			
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
⑫					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕

約 定

- 私が納付すべき納付書等が和歌山県から貴店(局)に送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預貯金口座から引落しのうえ、和歌山県の歳入金として収納してください。
- 預貯金の引落としに当たっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は小切手の振出しは行いません。
- 指定預貯金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- この口座振替契約による依頼は、貴店(局)及び和歌山県が必要と認めた場合は、解除されても異議ありません。
- この口座振替契約について、変更・取消のあった場合は、速やかに届け出ます。
- 口座振替された納付金(個人事業税及び自動車税(種別割)を除く)の領収書の貴店(局)への請求は行いません。電磁的記録の送信等により口座振替された個人事業税及び自動車税(種別割)についても領収書の貴店(局)への請求は行いません。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店(局)の責によるものを除き、貴店(局)等には異議を申し立てません。

金融機関使用欄 (不備返却事由)	検 印
1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)	印鑑照合
3. 印鑑相違 4. その他()	受 付 印

※ゆうちょ銀行(郵便局)をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

受付日附印
(取扱日附印)

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込受付通知書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	和歌山県知事 様
-----	----------

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日 以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	② (廃止) 取消	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日 以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -									
	氏名	フリガナ	電話番号	自宅()	-						
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行(郵便局) 以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記号欄)	-								
		預金種目	1. 普通	2. 当座	3. ()						
		口座番号(右ヅメ)									
	口座名義人	住所	〒 -	氏名							
			払込先加入者名	和歌山県会計管理者							
			種目コード 1 6 6	種目コード 1 7 6							
			記号(6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)			1				0	※
			番号(右ヅメ)								
			(フリガナ)	口座届出印							

該当番号に○を付してください。

押印願います

種別	種別コード	振替方法	通知書番号等	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
① 個人事業税	35	定期及び随時		00990-0-960115	
② 自動車税(種別割)	35	年1回払い		00990-0-960115	
③ 県営住宅使用料	25	月1回払い		00980-4-960902	
④ 公営住宅敷地駐車場使用料	25	月1回払い		00980-4-960902	
⑤ 母子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
⑥ 寡婦福祉資金償還金					
⑦ 母子寡婦福祉対策資金償還金					
⑧ 児童福祉施設負担金		月1回払い			
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入	30	月1回払い		00980-4-960902	
⑫					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。